

法律制定による道德意識の活性化*

Moral activation by means of law institution*

柳田雅史**・藤井聡***

By Masashi YANAGIDA**・Satoshi FUJII***

1. はじめに

違法駐車や交通渋滞、公共交通利用を初めとした都市交通問題の多くは、社会的ジレンマの構造 (Dawes, 1980) を有している。ここで社会的ジレンマとは、「個人利益の最大化行動と公共利益の最大化行動のいずれかを選択しなければならない状況」(藤井, 2001a, p24) を指し、一人一人が利己的に振る舞った場合、一人一人が協力的に振る舞った場合よりも、全員の利得が著しく低下してしまうという状況である。こういった社会的ジレンマを取り扱ったこれまでの諸研究では、一般に、個人利益の最大化行動は逃避行動(あるいは、非協力行動)、公共利益の最大化行動を協力行動と呼ばれる。

さて、社会的ジレンマを解消する上で、各人の道德意識というものが重要な役割を果たすという事が知られている。道德意識とは、「善悪の原理や基準についての社会的規範に自らの行動を合致させようとする意識」であり、協力行動を誘発するための先行要因の一つと考えられている(藤井, 2001b; 藤井ら, 2001)。そして、道德意識の活性化を期待するアプローチに関して、その代表的な理論にシュワルツの規範活性化理論 (Schwartz, 1977) というものがある。この理論によると、まず、自らの行動がもたらす社会的影響に対する予

か非協力行動のどちらかを選択するのはほかならぬ自分自身の責任であるという信念(以下、責任感)を活性化し、次に、その責任を(もし能力的に可能であるなら)全うすべきであるという信念が活性化される、すなわち、協力行動をとるべきであるという道德意識が形成される(図-1 参照)。

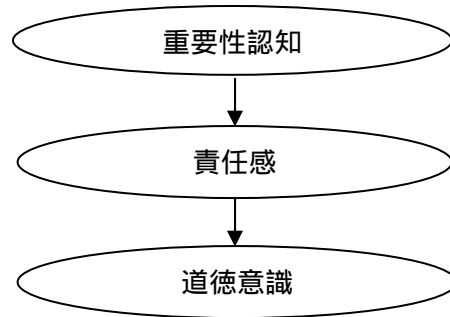


図-1: 規範活性化理論

この事を、自動車交通問題を例に考えてみると以下ようになる。まず、自動車での移動は交通渋滞や大気汚染をもたらす、長期的な視点から考えると社会全体に不利益な結果を引き起こしてしまうという重要性認知を形成し、次に、自分が自動車を利用せずに公共交通機関を利用するのは自分自身の責任であるという責任感を形成する。そして、その責任感故に、自動車利用は極力控えて公共交通を積極的に利用すべきであるという道德意識の活性化が期待される。

このように、既往研究では、非協力行動が社会全体に不利益を及ぼすという重要性認知の活性化によって、道德意識の活性化が期待されるということが知られているが、それ以外のアプローチで道德意識の活性化を期待する方法は、十分に明らかにされていない。しかし、法社会学の分野では、重要性認知の活性化を介さない別の方法で道德意識を活性化することについて議論されている。太田(2000)は、非協力行動を罰する法律を制定し、

* キーワーズ: 社会的ジレンマ,

** 学生会員, 東京工業大学大学院理工学研究科土木工学専攻 (〒152-8552 東京都目黒区大岡山 2-12-1 Tel & FAX: 03-5734-2590 yanagida@plan.cv.titech.ac.jp)

*** 正員, 博士(工学) 東京工業大学大学院理工学研究科土木工学専攻 (〒152-8552 東京都目黒区大岡山 2-12-1 Tel & FAX: 03-5734-2590 fujii@plan.cv.titech.ac.jp)

期(以下、重要性認知)が、自分自身が協力行動

その法律が人々に受け入れられた場合、非協力行動を取らずに協力行動をすべきであるという道徳意識が形成されうるといことについて示唆している。法律の制定は、社会的ジレンマを解消するための社会政策のひとつとして有効なものであり、法律が道徳意識に与える影響についての知見は、今後の交通政策を考える上でも非常に意味のあるものとなる事が予想される。しかしながら、法律と道徳意識との因果関係については、太田が上記のような示唆をしてはいるものの深く議論がなされておらず、心理実験などによる実証的な裏付けは得られていない。そこで本研究では、以下のような理論仮説を提案し、それを検証するための心理実験を行なうものとする。

仮説：社会的ジレンマ状況下で非協力行動を罰するための法律を制定すると、重要性認知を活性化することなく道徳意識は活性化する。

2. 方法

本研究では、先に述べた理論仮説を検証するために全国の20歳以上の自動車通勤者1200人(男性761人、女性439人で、年齢平均=36.65歳、年齢標準偏差=8.16歳)を対象に、Web形式でシナリオ実験を実施した。なお、本研究で行なった実験では、被験者に、都市部への自動車通勤を毎日行なっているという状況を想定してもらおうよう要請している。そこで、その状況を正確に想定できるよう、本調査を行なう前に自動車通勤頻度に関するプレ調査を行ない、自動車通勤頻度の高い被験者4171人を選定し、その中から最終的な被験者を無作為抽出した。また、本シナリオ実験では(法律なし vs. 低額罰金法律制定 vs. 高額罰金法律制定)×2(説明なし vs. 説明あり)の6つの実験条件を設定し、それぞれに対応したシナリオ文書を作成した。そして、各実験条件に200人ずつ、被験者を無作為に配置した。

さて、本シナリオ実験では、シナリオ全文を画面に表示してその読了を要請した。そして、次画面においても再び同文書を表示して再読を要請した。これらを通じて、シナリオ文書の熟読を要請し、その後、いくつかの心理要因を測定した。

シナリオ文書においては、被験者はとある都市郊外に住み、その都市の都心部に通勤していると想定してもらった。そして、「説明あり条件」では、その都心部には慢性的な道路交通渋滞が生じ、その結果、「大気汚染」「周辺環境の悪化」が深刻な問題となっている、と教示した。さらに、「低額罰金法律制定条件」「高額罰金法律制定条件」では、居住者やバス、緊急車両などの一部の車両を除く全ての一般車両の都心部への乗り入れを禁止し、それに違反した場合には罰金を課す、という法律が導入されることとなった、と教示した。なお、罰金額については、高額罰金法制定の場合10,000円、低額罰金法制定の場合1,000円とした。なお、以上のシナリオ文書の提示の後、自動車通勤を取りやめようとする意図(以下、行動意図)重要性認知、責任感、道徳意識、自動車通勤が自分自身にとって得になるという信念(以下、利己的信念)の5つの心理要因に対して行った(図-2参照)。

行動意図 (7件法)

- この仮想状況で、あなたは、「都心部への自動車通勤を取りやめることがある」と思いますか?

重要性認知 (5件法)

- 私の自動車通勤は、環境悪化に貢献してしまう
- 私の自動車通勤は、周辺住民に悪影響をもたらしてしまう。
- 交通渋滞は、周辺住民に悪影響をもたらしてしまう。
- 交通渋滞は、深刻な環境問題である。

責任感 (5件法)

- 私一人が自動車通勤を控えても、たいした意味はない。
- 一人ひとりが、都心部への自動車通勤を控えるよう、心がけるべきだ。
- 自動車による大気や環境の問題は、一人一人の責任ではなく、行政の責任である。
- 自動車を利用する全ての人が、交通渋滞によって生じる問題に、責任を持つべきである。

道徳意識 (5件法)

- 都心部への自動車通勤は、社会的に望ましいものではない。
- 私は、都心部へ自動車通勤することに、道徳的な抵抗感がある。
- とにかく、都心部への自動車通勤は、控えるべきである。

利己的信念 (5件法)

- この仮想状況で、都心部への自動車通勤は、自分にとって得である。
- 都心部への自動車通勤は便利である。
- 都心部への自動車通勤は快適である。
- 自動車は、私の通勤にとって必要である。

図-2：質問内容

3. 結果

各心理要因に関する分析尺度を構成するために、重要性認知、責任感、道徳意識、利己的信念の4つの心理要因に関して信頼性分析を行った（表-1参照）。その結果、責任感を除く3つの心理要因については良好な結果が得られたため、これらの心理要因については各質問項目の測定値の合計することで尺度を構成した。また、責任感に関しては、3番目の質問項目を除外することによって値の向上がみられたので、残りの3項目の測定値を合計することで尺度を構成した。

表-1：信頼性分析

	α
重要性認知	.81
責任感	.52
道徳意識	.75
利己的信念	.70

次に、法律の制定が重要性認知と道徳意識に及ぼす影響を分析するため、これらの心理要因を従属変数とする回帰分析を行った。なお、回帰分析を行う際に、各実験条件を表現する直交対比変数を作成し（表-2参照）、それを説明変数とした。

表-2：直交対比変数

実験条件群	重要性認知情報無しの		重要性認知情報有りの	
	罰金額高低 コントラスト	罰金額高低 コントラスト	重要性認知情報 コントラスト	法律制定 コントラスト
制御	0	0	-1	-2
説明	0	0	1	-2
説明+低額罰金法制定	0	-1	1	1
説明+高額罰金法制定	0	1	1	1
低額罰金法制定	-1	0	-1	1
高額罰金法制定	1	0	-1	1

回帰分析の結果、法律を制定した場合、重要性認知は有意な影響を受けない一方で、道徳意識は有意に高くなるということが示唆された（表-3、表-4参照）。この結果は本研究の仮説を支持するものである。

表-3：重要性認知に関する回帰分析結果

	標準化係数	t	有意確率
罰金額コントラスト（説明無し）	-0.011	-0.40	.687
罰金額コントラスト（説明有り）	-0.032	-1.11	.267
重要性認知情報コントラスト	0.176	6.20	.000
法律制定コントラスト	0.008	0.27	.786
R2 (n=1200)	.029		

注：p値を太字にしたものは、5%有意なもの

表-4：道徳意識に関する回帰分析結果

	標準化係数	t	有意確率
罰金額コントラスト（説明無し）	-0.049	-1.71	.088
罰金額コントラスト（説明有り）	-0.003	-0.09	.930
重要性認知情報コントラスト	0.092	3.22	.001
法律制定コントラスト	0.065	2.27	.023
R2 (n=1200)	.012		

注：p値を太字にしたものは、5%有意なもの

最後に、法律の制定と行動意図・重要性認知・責任感・道徳意識・利己的信念との因果関係を分析するために、前述の4つの直交対比変数と5つの心理要因を用いた共分散構造分析を行った（図-3参照）。

分析の結果、法律の制定と重要性認知および道徳意識の間には有意な因果関係は認められなかった。これは、法律の制定が重要性認知や道徳意識に直接有意な影響を及ぼさないという事を示唆している。その一方で、法律の制定と責任感の間には、法律を制定する事によって責任感が活性化するという有意な因果関係が認められた。これらの結果は、法律の制定が、重要性認知の活性化を介さずに、責任感の活性化を通じて道徳意識に正の影響を及ぼすという事を示唆したものであり、また、本研究の仮説を支持するものでもある。また、法律の制定は利己的信念の低下を導く事、ならびに、行動意図を直接活性化することも示唆された。

さらに分析の結果、環境悪化の現状に関する情報を被験者に提供する「説明」と重要性認知の間には、「説明」を行なう事で重要性認知が活性化するという有意な因果関係が存在するという事、および、重要性認知と道徳意識の間には、重要

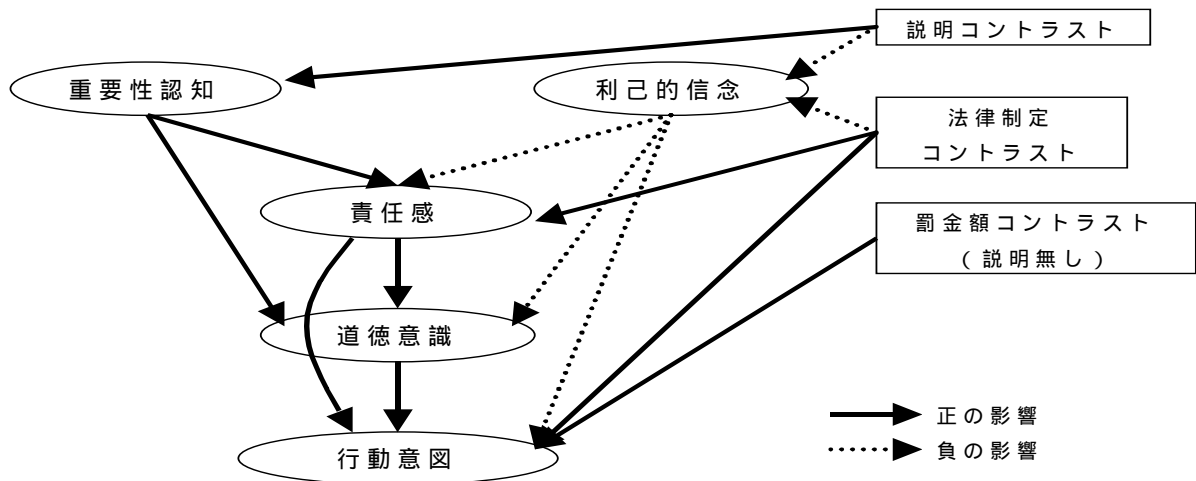


図 - 3 有意な因果関係

性認知が向上することによって道德意識が活性化するという有意な因果関係が存在するというを示している。これは重要性認知の活性化を通じて道德意識が活性化するというを示唆しており、多くの既往研究で得られている知見と一致するものである。

4. 考察

本研究では、社会的ジレンマ状況下における道德意識の活性化に関する新たなアプローチとして、逃避行動を罰する法律の制定に着目した。そして、法律の制定は重要性認知の向上を介さずに道德意識を活性化するという理論仮説を提案し、それを検証するために心理実験を行なった。

得られたデータについて分析をした結果、法律の制定は利己的信念の低下を通じて道德意識及び行動意図を活性化ということが示唆された。これは、いうならば、人々が非協力行動を取る事で課させる罰則を回避するために協力行動を取るようになるという事である。しかし法律制定の効果はそれだけではなく、責任感の活性化を通じて道德意識を活性化するという事も示された。ここで特筆すべき事は、道德意識の活性化が重要性認知の向上を介さずになされるという事であり、これは道德意識を活性化させる新たなアプローチ

であると共に、本研究の仮説を支持する結果でもある。

以上をまとめると、本研究では、法律を制定する事によって、人々は、違反に伴う罰金だけを考慮して非協力行動を控えるのではなく、他人の行動がどうあっても自分は協力行動を取らなければならないという責任感の活性化から非協力行動を控えるようになるものという事が示された事になる。

最後に、本研究の実験結果より、法律の制定が行動意図を直接活性化するという因果関係が認められた。この因果関係については、少なくとも、法律の制定が重要性認知・責任感・道德意識といった心理要因を介さずに直接行動意図を活性化させる効果があるということを示唆するものではあるが、現時点ではそれが何を意味するものなのか定かではなく、今後さらなる研究が必要である。

参考文献

- Dawes, R. M. (1980). Social dilemmas. *Annual Review of Psychology*, 46, 190-203
- 藤井聡 (2001a). TDM と社会的ジレンマ:交通問題解消における公共心の役割. 土木学会論文集 No.667/ -50, pp41~58
- 藤井聡 (2001b). 土木計画のための社会的行動理論 - 態度追従型計画から態度変容型計画へ -. 土木学会論文集 No.688/ -53, pp19-35
- 藤井聡, 小畑篤史, 北村隆一 (2001). 自転車放置者への説得的コミュニケーション:社会的ジレンマ解消のための心理的方略. 土木計画学研究・講演集, Vol.24-1, pp565-568
- Schwartz, S. H. (1977). Normative influences on altruism. IN L. Berkowitz (Ed), *Advances in experimental psychology*, vol.10, 222-280
- 太田勝造(2000). 法律. 東京大学出版会.